

呉虎鼎銘考釈

——西周後期、宣王朝の実像を求めて——

はじめに

呉虎鼎は、一九九二年、陝西省長安吳鼎城から約二キロ南に位置する申店郷徐家寨村の南で発見された。「黒河引水」作業中にブルドーザーによって掘り出されたために破壊され、その出土状況は不明という^①。現在は長安吳文化館に収蔵されている（王世民・陳公柔・張長寿「一九九九」）。

呉虎鼎は、通高四一センチ、重さ十五・四キロ、立耳、平沿、半球形の深腹に蹄足をもつ青銅器で、口沿下には夔鳳紋に変形した竊曲紋と二道の弦紋、腹底三足の間には三組二道の弦紋が施されている。口沿下には二四センチの断裂があり、さらに蹄足一本がはずれていたが、「早年」に鑄掛けられており、その際の「銅片」が残存するという。また、鼎底には分厚い煤が付着しており、この青銅器がかつて実用器として使用されていたことを示している。ただし、その使用時期、あるいは蹄足が鑄掛けられた時期などについては、出土状況が不明のためか、何一つ判断が示されていない。

呉虎鼎の型式学的断代については、李学勤「一九九八」が毛公鼎

松 井 嘉 徳



第1図

後段に属することに異論はない。林巳奈夫「一九八四」の型式分類に従えば、鼎九型の西周ⅢAとBといったところだろう^④。ここまでの話ならば、西周後期後段の青銅器の実例が一つ増えただけで、『考古与文物』誌上に座談が掲載されることもなかったであろうが、この呉虎鼎の運命は、一九九七年に一六四文字の銘文が確認されたことで一変した。「十又八年十又三月既生霸丙戌」という年・月・月相・干支の四要素を具えた紀年のほか、「周康宮僎宮」「刺王」

（二八四一・ⅢB^②）とのプロポーションの近さを指摘し、あわせて、口沿下に施された竊曲紋が伯梁其盨（四四四六〇七・ⅢB）や虢季子白盤（一〇一七三）のそれと近いことを指摘している。『考古与文物』編輯部「一九九八」の座談参加者もこの指摘を支持しており、型式学的断代において本器が西周後期

窓 といった重要な語彙を含む銘文の確認は、呉虎鼎を中国史学界の重要

プロジェクト「夏商周断代工程」西周期部門の花形青銅器とするに充分であった。『考古与文物』誌上に李学勤（一九九八）や座談を含むいくつかの論考が掲載されたのは、それから間もなくのことである。

第一章 呉虎鼎の作器者

呉虎鼎は、厲王奔彘から「共和」の混乱ののち、周王朝を中興したとされる宣王の在位十八年の紀年をもち、青銅器銘編年を支える標準器の一つと考えられるようになる。呉虎鼎銘についての関心は、何よりもまずこの点に集中しているが、このことについては第三章で論ずることとし、ここ第一章では、この青銅器の作器者「呉虎」をめぐる問題を考えることにしたい。呉虎鼎銘には、青銅器銘の編年問題のほかにもまだ、多くの論ずべき問題が含まれている。最初に呉虎鼎銘全文を示すが、印刷の繁雑さを避けるために、銘文は可能な限り通用の字体に改めた。

隹十又八年十又三月既生霸丙戌、王在周康宮俾宮、道入右呉虎、

王命膳夫豊生・司工雍毅、申刺王命、取呉□旧疆、付呉虎、厥北

疆□人眾疆、厥東疆官人眾疆、厥南疆畢人眾疆、厥西疆茅姜衆

疆、厥俱履封、豊生・雍毅・伯道・内司土寺乘、呉虎拜稽首天

子休、賓膳夫豊生璋・馬匹、賓司工雍毅璋・馬匹、賓内司土寺

乘璧・瑗、書尹友守史、迺賓史黃韋兩、虎拜手稽首、敢对揚天

子不顯魯休、用作朕皇祖考庚孟尊鼎、其子々孫々、永宝。

これ十又八年十又三月既生霸丙戌、王 周の康宮俾宮に在り。

道入りて呉虎を右く。王 膳夫豊生・司工雍毅に命ず、刺王の

命を申ね、呉□の旧疆を取り、呉虎に付せ、と。その北疆は□人ともに疆し、その東疆は官人ともに疆し、その南疆は畢人ともに疆し、その西疆は茅姜ともに疆す。その俱に封を履むは、豊生・雍毅・伯道・内司土寺乘なり。呉虎 天子の休に拜稽首し、膳夫豊生に璋・馬匹を賓り、司工雍毅に璋・馬匹を賓り、内司土寺乘に璧・瑗を賓る。書するは尹の友守たる史、すなわち史に黄韋兩を賓る。虎拜手稽首し、敢えて天子の丕顯なる魯休を対揚し、もつて朕が皇祖考庚孟の尊鼎を作る。それ子々孫々までも、永く宝とせん。

「王 膳夫豊生・司工雍毅に命ず、刺王の命を申ね、呉□の旧疆を取り、呉虎に付せ、と」「虎拜手稽首し、敢えて天子の丕顯なる魯休を対揚し」といった表現から、この青銅器の作器者が呉虎（虎）であることは間違いない。この青銅器は今後も呉虎鼎と呼ばれるべきもの



第2図

などではあるが、李学勤（一九九八）は、この呉虎の「呉」について、これを氏族名とは考えずに、官名の「虞」、すなわち『周礼』地官に登場する山虞・沢虞といった官名の「虞」に読もう

とする。李氏は、呉虎鼎の作器対象「朕が皇祖考庚孟」について、これを皇祖（亡祖）庚孟と皇考（亡父）庚孟の二人を略記したのか、あるいは皇祖考（亡祖・亡父）と庚孟（虎の庶長兄？）の併記のいずれかであろうとし、そのいずれであったとしても、呉虎の氏族名は庚氏でなければならぬと主張している。李氏は、西周期に呉（虞）氏が存在していたことを認めているが、呉虎が庚氏に属している以上、呉虎の「呉」は官名の「虞」ということになるのである^⑥。

たしかに李氏が指摘するように、「皇祖考庚孟」という表現は特異なものではあるが、その点にのみ注目して、ただちに呉虎の氏族名を庚氏とすることにも議論の飛躍がある。たとえ、呉虎の「呉」が官名「虞」に由来するとしても、司馬氏の例を挙げるまでもなく、官名が氏族名に援用されることは起りえたはずである^⑦。李氏の議論は、呉虎の「呉」が氏族名でありえないことを確認したうえで、はじめて成り立つ議論であろうが、李氏にその確認作業を行った形跡は認められない。

北京の故宮博物院に二器、上海博物館に一器所蔵されているという青銅器に呉彰父簋（三九八〇～二）がある。その銘文は、

呉彰父作皇祖考庚孟尊簋、其万年、子々孫々、永宝用。

呉彰父 皇祖考庚孟の尊簋を作る。それ万年、子々孫々までも、永く宝用せん。

という簡単なものだが、ここに作器対象として呉虎鼎銘と同じ「皇祖考庚孟」が登場している。先にみたように、「皇祖考庚孟」という表現は特異なものであり、なおかつ、作器者「呉彰父」は「呉虎」と同じく「呉」を冠した称謂である。青銅器の器影を確認しえないが、



第3図

『殷周金文集成』の判断を尊重すれば、西周後期のものとなる。

筆者はさきに、松井「二〇〇

二」の第Ⅲ部第一章「西周の氏

族制」第二節「称謂のヴァリエーション」において、一九六〇年に陝西省扶風県召陳村の西周期窖藏から出土した散氏関係器にみえる称謂を検討し、そこに、

散伯車父∥伯車父∥散車父∥散氏車父

といった称謂のヴァリエーションがあることを指摘した。そしてさらに、この称謂のヴァリエーションを兮甲盤銘（一〇一七四・ⅢB）に登場する「兮伯吉父」「兮甲」に適用すれば、

兮伯吉父∥伯吉父∥兮吉父∥吉父（膳夫吉父）∥兮甲

という称謂のヴァリエーションを得ることができ、かつ、それぞれに対応する青銅器銘が存在することを確認した（一七八～八三頁）。いま、作器対象「皇祖考庚孟」を共有し、さらに年代的にも矛盾しない呉彰父簋の「呉彰父」と呉虎鼎の「呉虎」を、この兮伯吉父のヴァリエーションに従って配置すれば、伯仲叔季孟の排行を確認する手立てはないものの、

呉「排行」彰父∥排行」彰父∥呉彰父∥彰父∥呉彰父∥呉彰父∥呉虎

というように、この二つの称謂をそのヴァリエーションのなかに配置することができる。兮伯吉父の事例から考えて、傍線(A)は呉氏の彰父を意味し、傍線(B)は呉（虞）という官名を帯びる彰父ということになる。この段階では、いまだ呉彰父の「呉」を氏族名とするか官名とす

窓
るかの判断をくだすことはできないが、呉彤父という称谓が用いられる呉彤父簋銘がその「皇祖考庚孟」に対する作器にのみ言及する短銘であることに注目したい。

かつて指摘したように、西周王朝の秩序は、周王と受命者との間に発生する個人の「名」を媒介とした職事命令（「行政」）の秩序と、排行をとまなう称谓によって表現される氏族制の秩序によって支えられていた。この二つの秩序は、周王とのかかわりを明記しようとする長文の青銅器銘と、一族内での祭祀をもっぱら念頭において短文の青銅器銘という、タイプの異なる二種類の青銅器銘を生み出していたのである（松井「二〇〇二」二〇二頁）。一六四文字からなる呉虎鼎銘は、「王 周の康宮御宮に在り。道入りて呉虎を右く」といった記述が示しているように、公的な儀礼を記録した長文の青銅器銘に属しており、呉虎の「虎」は彼の「名」であったと判断できる。一方の呉彤父簋銘は、それとは対照的に、一族内での祭祀を念頭において短文の青銅器銘であり、そこに記された呉彤父という称谓は、松井「二〇〇二」第Ⅲ部第一章に示した「某某父」表（一八四頁）の號碩父や號宮父に類する称谓であったと考えられる。呉彤父の「呉」、さらには呉虎の「呉」は、號碩父や號宮父の「號」と同様に氏族名と考えてよく、これを敢えて官名の「呉（虞）」に読む必要はないと判断したい。⑧

李氏は西周期に呉（虞）氏が存在していたことを認めており、その証として師酉簋（四二八八～九一・ⅢB）と同簋（四二七〇～一）の二銘を挙げている。師酉簋銘の「王在呉、格呉大廟（王 呉に在り。呉の大廟に格る）」は、経巡る周王の所在地の一つに呉、さらに「呉

の大廟」があったことを示してはいるが、これをもってただちに呉氏の存在を証明することはできない。一方の同簋銘

佳十又二月初吉丁丑、王在宗周、格于大廟、榮伯右同、位中廷、北嚮、王命同、左右呉大父、司場・林・呉（虞）・牧。

これ十又二月初吉丁丑、王 宗周に在り。大廟に格る。榮伯同を右け、中廷に位し、北嚮す。王 同に命ず、呉大父を左右^{タサ}け、場・林・虞・牧を司れ、……と。

に登場する呉大父は、呉彤父と同じく「呉某父」の称谓に属しており、呉氏の構成員であったと判断することはできる。⑩ 西周中期頃の人物であった呉大父は、同簋銘に「呉大父を左右け、場・林・虞・牧を司れ」とあるように、「虞」職にかかわりをもっており、その氏族名「呉」は、あるいは官名の「呉（虞）」に由来するのかもしれない。

「呉」を冠する名には、ほかに呉師や呉姫といった称谓も知られているが、呉氏、さらには地名としての呉との関係は必ずしも明らかではない。⑪

以上のことから、呉虎鼎の作器者についての李学勤「一九九八」の説には従いえないと考ええるが、李氏がこだわった「皇祖考庚孟」という表現には、やはり依然として検討すべき問題が残っているように思われる。以下にしばらく、この問題を考えることにしよう。

林巳奈夫「一九八三」に従えば、「皇祖考」という語彙が登場するのは西周後期（西周Ⅲ期）以降のことである。たとえば、单伯昊生鐘銘「单伯昊生曰、丕顯皇祖・刺考、迷匹先王、爵勳大命、余小子肇帥型朕皇祖考懿德、用保奠（单伯昊生曰く、丕顯なる皇祖・刺考は、先王を迷匹し、大命に爵勳せり。余小子はここに朕が皇祖考の懿德に帥

型し、もって保奠せり」(八二)では、「皇祖・刺考」と併記された祖先が、文章の後段で「皇祖考」と一括されている。皇祖考とは亡父を含む二人以上の祖先を一括して表現する語彙であり、一人の人物を指し示すことはなかったと考えられる^⑩。しかしながら、ほぼ唯一の例外となる可能性をもつ銘文に仲再父簋銘があり、その第一器(四一八八)には、

仲再父宰南申厥辭作其皇祖考俾王監伯尊簋 用享用孝、用賜眉寿、純祐康勳、万年無疆、子々孫々、永宝用享。

仲再父大宰南申厥辭 その皇祖考俾(夷) 王監伯の尊簋を作る。もって享しもって孝し、もって眉寿、純祐康勳、万年無疆を賜らんことを。子々孫々までも、永く宝用し享せん。

のように、作器対象として「皇祖考夷王監伯」という名が記されている^⑪。仲再父簋は河南省南陽近郊から出土した申国関係器であり(崔慶明「一九八四」、張曉軍・尹俊敏「一九九二」、作器対象がその「祖夷王」と「考」監伯の二人だと考えつらく、「夷王の監伯」とでも読むべき人物であったのではないかと思われる^⑫。仲幾父簋銘「仲幾父使幾使于諸侯・諸監(仲幾父 幾をして諸侯・諸監に使いせしむ)」(三九五四)が明記するように、「監」は「侯」と併記しうる一種の称号であり、周初「三監」の「監」に連なる称号であったと考えられる^⑬。

さらに注意すべきは、仲再父簋第二器(四一八九)銘では作器者の名が「南申伯大宰仲再父厥辭」と記され、銘文の混乱が認められることである。青銅器銘作成者あるいは製作工房の拙劣さが感じられ、本来は「皇祖夷王監伯」あるいは「皇考夷王監伯」と記すべきところを、「皇祖考」という語彙に引きずられて「皇祖考夷王監伯」と記してし

まった、という可能性を考えておいてよいのではないかと思う。

吳虎鼎銘そして吳彭父簋銘の「皇祖考庚孟」についても、同じような事態を想定してよいはずであり、これを敢えて李学勤(一九九八)のように「祖」庚孟と「考」庚孟の二名の併記(そしてその省略)と理解する必要はないだろう^⑭。そしてさらに、これを「皇祖考・庚孟」といった作器対象の併記、あるいは「皇祖庚孟」「皇考庚孟」の誤記と読んだとしても、この「庚孟」は、周乎卣銘「佳□月既生霸乙亥、周乎旅宝彝を鑄り、もって文考庚仲を享し、……」(五四〇六・ⅡBⅢA)の「文考庚仲」と同様に、「庚」[排行]という形式をとった死者の称であった可能性が高いものと考えられる^⑮。いずれにせよ、この作器対象の表記のみを判断材料として、一気に所屬氏族の問題を議論することには、抵抗を覚えざるをえないのである。

第二章 吳虎鼎銘に記録された土地賜与

吳虎鼎作器の契機となったのは、周王の命による吳虎への土地賜与であった。周王からの恩寵として土地の賜与があったことは、大克鼎銘(二八三六・ⅢB)をはじめとする複数の青銅器銘が証言しているが、吳虎鼎銘は、土地賜与にかかわる一連の手続きが詳細に記載されている点で重要である。第一章冒頭に示した銘文のうち、土地の賜与に関係する部分を手続きごとに分けて示そう。

- ①これ十又八年十又三月既生霸丙戌、王 周の康宮俾宮に在り。
道入りて吳虎を右^手く。

- ②王 膳夫豊生・司工雍毅に命ず、刺王の命を申^{かき}ね、吳□の旧疆

を取り、呉虎に付せ、と。

③その北疆は□人ともに疆し、その東疆は官人ともに疆し、その南疆は畢人ともに疆し、その西疆は茅姜ともに疆す。

④その俱に封を履むは、豊生・雍毅・伯道・内司土寺乘なり。

⑤呉虎 天子の休に拝稽首し、膳夫豊生に璋・馬匹を賓り、司工雍毅に璋・馬匹を賓り、内司土寺乘に璧・琬を賓る。

⑥書するは尹の友守たる史、すなわち史に賁韋両を賓る。

呉虎鼎銘①②は、土地賜与にかかわる儀礼および執行命令。王の在位十八年三月既生霸丙戌の日、道（伯道）に導かれて周の康宮禕宮に参内した呉虎に土地の賜与が告げられ、膳夫豊生・司工雍毅に対して土地賜与の執行命令がくだされたのである。これに類する手続きは、大簋銘（四二九八・九・ⅢB）

隹十又二年三月既生霸丁亥、王在櫜假宮、王呼呉師、召大、賜趨睪里、王命膳夫豕、曰趨睪曰、余既賜大乃里、睪豕豕璋・帛束、睪命豕曰天子、余弗敢吝、豕以睪履大賜里、大賓豕害璋・馬両、賓睪害璋・帛束、大拜稽首、敢对揚天子丕顯休、用作朕皇考刺伯尊簋、其子々孫々、永宝用。

これ十又二年三月既生霸丁亥、王 櫜假宮に在り。王 呉師を呼び、大を召さしめ、趨睪の里を賜う。王 膳夫豕に命じ、趨

睪に曰わしめて曰く、余既に大に乃が里を賜えり、と。睪 豕に璋・帛束を賓る。睪 豕に命じて天子に曰わしむ、余敢えて吝まず、と。豕は睪と以に大の賜わりし里を履む。大 豕に害

璋・馬両を賓り、睪に害璋・帛束を賓る。大拜稽首し、敢えて天子の丕顯なる休を対揚し、もって朕が皇考刺伯の尊簋を作

る。それ子々孫々までも、永く宝用せん。

にも記録されており、櫜假宮における(a)「王 呉師を呼び、大を召さしめ、趨睪の里を賜う」との儀礼が、呉虎鼎銘①に相当するものと考えられる。大簋銘傍線(b)は、土地の旧「領有者」である趨睪に対する王命の伝達（「余既に大に乃が里を賜えり」と、その王命を了承した旨の返答（「余敢えて吝まず」）からなり、その間に王命を伝達した膳夫豕に対する趨睪からの贈与の記事が挿入されている。呉虎鼎銘②に相当する部分ではあるが、ここには旧「領有者」への王命の伝達が記録されており、呉虎鼎銘②とはいささか趣を異にしている。呉虎鼎銘にも「呉□の旧疆」との記述があり、賜与される土地の旧「領有者」は意識されているが、旧「領有者」への王命伝達を示唆する記述はない。明確なことはわからないが、呉□がすでに死亡しており土地との関係が絶たれていたか、もしくは、賜与される土地がこの段階で周王の直接的な領有下に入っていたという可能性が考えられるだろう。

西周中期の永孟銘（一〇三二・Ⅱ）も師永（永）への土地の賜与を記録しているが、呉虎鼎銘・大簋銘とは異なり、土地賜与にかかわる儀礼が挙行された場所には言及しない。

隹十又二年初吉丁卯、益公内、即命于天子、公迺出厥命、賜昇師永厥田陰陽洛、疆眾師俗父田、厥眾公出厥命、井伯・榮伯・尹氏・師俗父・遣仲、公迺命鄭司土函父・周人司工厝・亜史師氏邑人奎父・畢人師同、付永厥田、厥率旧、厥疆宋句、永拜稽首、对揚天子休命、永用作朕文考乙伯尊孟、永、其万年、孫々子々、永其率宝用。

これ十又二年初吉丁卯、益公内りて、命に天子に即く。公すな

わちその命を出だし、師永にその田を陰陽洛に賜昇^{たま}う。疆は師俗父の田に眾^まぶ。その公とその命を出だせしは、井伯・榮伯・尹氏・師俗父・遣仲なり。公すなわち鄭司土函父・周人司工層・巫史師氏たる邑人奎父・畢人師同に命じて、永にその田を付せしむ。その率いるは旧、その疆するは宋句なり。永拜稽首し、天子の休命を対揚す。永もつて朕が文考乙伯の尊孟を作る。永よ、其れ万年、孫々子々までも、永くそれ率いて宝用せん。

傍線(7)には、益公を筆頭とする「執政団」(井伯・榮伯・尹氏・師俗父・遣仲)が王命を取り次ぐ次第が記録されている。呉虎鼎銘①・大簋銘傍線(a)に相当するが、周王への言及は間接的なものとなっている。

永孟銘傍線(8)は、公(益公)による土地賜与の執行命令。実際の土地賜与を担当する鄭司土函父・周人司工層・巫史師氏邑人奎父・畢人師同という人名が列挙されている。呉虎鼎銘②に相当する部分であり、両者ともに「呉虎に付せ」「永にその田を付せしむ」といった執行命令ともなっている。李学勤「一九九八」は、呉虎鼎銘②に登場する膳夫豊生・司工雍毅を王官とはみなさず、賜与される土地に属する官と考えようとしているが、土地賜与の手続きから考えて、膳夫豊生・司工雍毅の役割は永孟銘の鄭司土函父・周人司工層以下の人物に相当するはずである。鄭司土・周人司工について筆者はさきに、鄭に職掌を限定された司土、周人に職掌を限定された司工との解釈を示したが(松井「二〇〇二」七八〜八一頁)、それと同様に、呉虎鼎銘②の膳夫豊生・司工雍毅もやはり王官と考えるべきである。

呉虎鼎銘③「その北疆は□人ともに疆し、その東疆は官人ともに疆し、その南疆は畢人ともに疆し、その西疆は茅姜ともに疆す(厥北疆□人眾疆、厥東疆官人眾疆、厥南疆畢人眾疆、厥西疆茅姜眾疆)」は、賜与された土地の境界設定を記録する。北・東・南・西の順で土地の境界を確定する手続きは、厲(邦君厲)から裘衛(衛)への土地移譲を記録した五祀衛鼎銘(二八三二・ⅡB)にも記録されており、そこには、

(井伯・伯邑父・定伯・隰伯・伯俗父) 迺命参有司…司土邑人逋・司馬頌人邦・司工附矩、内史友寺芻、帥履裘衛厲田四田、迺舍寓于厥邑、厥逆疆眾厲田、厥東疆眾散田、厥南疆眾散田眾政父田、厥西疆眾厲田。

(井伯・伯邑父・定伯・隰伯・伯俗父) すなわち参有司…司土邑人逋・司馬頌人邦・司工附矩、内史の友たる寺芻に命じ、帥いて裘衛の厲の田四田を履ましむ。すなわち寓をその邑に舍り。その逆疆は厲の田に眾ぶ、その東疆は散の田に眾ぶ、その南疆は散の田と政父の田に眾ぶ、その西疆は厲の田に眾ぶ。

のように、やはり北・東・南・西の時計回りに境界を接する「田」が記録されている。たしかに、呉虎鼎銘の「厥北疆□人眾疆」といった表現は五祀衛鼎銘の「厥逆疆眾厲田」に近く、李学勤「一九九八」のように「眾」字を「およぶ」と訓ずる解釈があるのも故なしとはしないが、「その北疆は、□人 疆に眾ぶ」という訓読にはやはり無理がある。「眾」字は五祀衛鼎銘後段

邦君厲眾付裘衛田、厲叔子夙、厲有司申季・慶癸・幽表・荊人敢・井人倡犀。

邦君厲が眾に裘衛に田を付すは、厲の叔子夙、厲の有司申季・慶癸・幽表・荊人敢・井人偃屛なり。

のように「ともに」と訓じ、「疆」字は永孟銘傍線(c)「厥率旧、厥疆宋句(その率いるは旧、その疆するは宋句)」のように動詞に読むべきであろう。呉虎に賜与された土地と□人・官人・畢人・茅姜との関係はよく分からないが、呉虎鼎銘③は、北・東・南・西の境界設定に□人・官人・畢人・茅姜が加わったという事実のみを記録していると考えるべきである。

呉虎鼎銘④「その俱に封を履むは、豊生・雍毅・伯道・内司土寺乘なり」は、呉虎に賜与された土地の境界確認をいう。「封」は散氏盤銘「眉、自濇、涉以南、至于大沽一封、以陟二封(眉は、濇よりし、涉りて以て南し、大沽に至りて一封す。以て陟りて二封し)」(一〇一七六・Ⅱ)の「一封」「二封」のように、土地の境界線上に築かれた境界標識を指している。大簋銘傍線(c)「豕は睽と以に大の賜わりし里を履む」で王官の膳夫豕が土地を「履」んでいるのと同様に、呉虎鼎銘④においても、①に登場する伯道(道)ならびに②に登場する(膳夫)豊生・(司工)雍毅が土地を「履」んでいる。「内司土」は永孟銘の「鄭司土」に近い表記であり、内司土寺乘もやはり王官の一人と考えてよいだろう。

この内司土寺乘という人名が呉虎鼎銘④で初めて銘文に登場する以上、呉虎鼎銘⑤「呉虎 天子の休に拝稽首し、膳夫豊生に璋・馬匹を賓り、司工雍毅に璋・馬匹を賓り、内司土寺乘に璧・琬を賓る」に記録された贈与は、④の境界確認を承けたものと考えざるをえない。同様の贈与は、大簋銘傍線(d)「大 豕に害璋・馬両を賓り、睽に害璋・

帛束を賓る」にもみえていたが、この贈与もまたそれに先立つ傍線(c)「豕は睽と以に大の賜わりし里を履む」を承けた贈与でなければならぬだろう。

呉虎鼎銘⑥「書するは尹の友守たる史、すなわち史に賁韋両を賓る」は、史による土地賜与の記録と、それに対する贈与。「友守」の語は、大鼎銘「大以厥友守(大 その友守を以う)」(二八〇三・ⅢA)にみえており、師農鼎銘「鄭人膳夫・官守友」(二八一七)の「官守友」もそれに類したものと考えられる。頌鼎(簋・壺)銘に「尹氏授王命書、王呼史虢生、冊命頌(尹氏 王に命書を授く。王 史虢生を呼び、頌に冊命せしむ)」(二八二七・九、四三三二・九、九七三一・二・ⅢB)とあるように、尹(尹氏)や史は命書などの文書を取り扱う官である。呉虎鼎銘によれば、彼ら記録官は土地の賜与にかかわる記録をも担当していたのである。散氏盤銘「厥左執纆、史正仲農(その纆を左執せしは、史正たる仲農なり)」は、史官が土地移譲の確認にもかかわっていたことを伝えている。

以上、呉虎鼎銘に記録された土地賜与の手続きを確認してきた。かつて松井「一九八四」で西周期の土地移譲の手続きを考察し、その一覽表を作成したが、今回の新たな知見に基づいて表を補訂したい。表の右三銘は周王からの土地賜与の手続きを示しているが、その案件に気づかされた王官が土地境界の確認にまでかかわっていたと考えられる点が重要である。周王からの職掌指示は具体的かつ個別的であり、指示を受けた人物は、その任務をまっとうする義務を負っていたのである。かつて西周期の「司」職の検討を通じて、西周期の「行政」が具体的かつ個別的な職掌の集積として立ち現れることを示したが(松井

彌生墓ⅢA	散氏盤Ⅱ	三年葵衛盃Ⅲ	九年衛鼎ⅡB	五祀衛鼎ⅡB	永孟Ⅱ	大盂ⅢB	吳虎鼎	賜与儀礼	執行命令	王命伝達	境界	境界設定	境界の確認	境界確認への贈与	受領側の儀礼	記録
					公出厥命、井伯・榮伯・尹氏・師俗父・遣仲	既十又二年初吉丁卯、益公内、即命于天子、周人司工層・垂公通出厥命、賜昇師永既田陰陽洛、……既深	既十又八年十又三月、既生霸丙戌、王在周康宮御宮、道内右吳虎		王命膳夫豊生・司工雍敘、申刺王命、取吳□旧疆、付吳虎			厥北疆□人采疆、厥東疆官人采疆、厥南疆畢人采疆、厥西疆茶姜采疆	厥俱履封、豊生・雍敘・伯道・内司土寺兼	吳虎拜稽首天子休、寶膳夫豊生璋・馬匹、寶司工雍敘璋・馬匹、寶内司土寺兼璧・環		書尹友守史、迺寶史實鞏而
		伯邑父・榮伯・定伯・睪伯・單伯迺命參有司・司土微邑・司馬單旗・司工邑人服	矩迺深濊、命壽商深沓曰、講履付葵衛林甘里、叔、厥佳顏林	井伯・伯邑父・定伯・睪伯・伯俗父……迺命參有司・司土邑人通・司馬頰人邦・司工附矩、内史及寺矧・帥履葵衛屬田四田、迺舍寓于厥邑	公通命鄭司土函父・周人司工層・垂史師氏邑人奎父・畢人師同、付永厥田	王命膳夫家、曰趨睪曰、余既賜大乃里、既資家璋・帛束、既命家曰天子、余弗敢吝			疆深師俗父田		邦君厲深付葵衛田、厥逆疆深屬田、厥東屬叔子夙、厲有司申季・慶癸・幽表・荆人敢、井人倡厚					
	眉、自瀼、涉以南、至于大沽一封、以陟二封、……眉井邑田、自根木道、左至于井邑封道、以東一封、還以西一封、陟剛三封……	深受田幽・趙		則乃成拿四拿、顔小子具惠拿、寿商	疆深散田、厥南疆深散田深政父田、厥西疆深屬田	豕以睪履大腸里					○	○	○			
格伯復、殿姪及口八、從格伯、按及甸、原人初零谷杜、木原谷泳桑、涉東門													大人有司眉旬鮮、且微、武父、西宮襄、豆人虞弓、象貞、師氏右省、小門人饒、原人虞彝、准、司工虎孝・俞豐父、唯人有司刑、巧、凡十有五夫、正眉大者散田			
				舍盪冒鞞皮二・選皮二・□鞞皮二・肱帛金一版、厥處鞞皮二、舍盪虎官・變華、□、東百器・頰下皮一												
		衛小子穉逆、者其饗		深受、衛小子家逆、者其觶、衛臣□肱	衛小子者其饗觶											
厥書史戡武																

窓 「二〇〇二」一五四頁)、周王からの土地賜与にあずかる人物の行動

もまた、その「行政」の一部を構成していたといえるだろう。以上の

ことから、永孟銘に記録された土地の賜与にあたって、永孟銘傍線
史 (㉔)「公すなわち鄭司土函父・周人司工眉・亜史師氏たる邑人奎父・畢
人師同に命じて、永にその田を付せしむ」に土地賜与にあずかる王官
が列挙されている以上、彼らが最終段階で境界の確認をおこない、永
からの贈与を受けていたであろうことが推定できる。また表の左五器
は周王からの土地賜与の案件ではないが、五祀衛鼎銘と三年裘衛盃銘
(九四五六・Ⅲ)の執行命令の欄には参有司といった王官の関与が記
録されている。彼らもまた、土地移譲の最終段階において、土地の境
界確認をおこなっていたと考えてよいだろう。

第三章 吳虎鼎の断代—宣王期青銅器群の抽出

吳虎鼎が学界の注目を集め、青銅器銘編年を支える標準器と考えら
れるようになったのは、その銘文に「十又八年十又三月既生霸丙戌」
という年・月・月相・干支の四要素を具えた紀年が記され、かつ「周
康宮倅宮」「刺王」といった重要な語彙を含んでいたからである。

土地賜与の儀礼が執り行われた「周康宮倅宮」の名は、此鼎(簋)
銘(二八二一〜三、四三〇三〜一〇・ⅢA)ならびに成鐘銘(陳佩芬
[二〇〇〇])にもみえており、さらに鬲從鼎(簋)銘(二八二八、
四二七八・ⅢB)には「周康宮倅大室」、書盞銘(四二五八)には
「倅宮」という語彙がみえている。かつて唐蘭(一九六二)は、この
「周康宮倅大室」「倅宮」について、これを康宮に付属する夷王の宗
廟と考え、鬲從鼎(鬲攸从鼎)を夷王の子である厲王期の青銅器と判

断した^㉕。唐氏は同時に、康宮に付属する他の宗廟にも言及しており、
克鐘銘(二〇四〇八・Ⅲ)にみえる「周康刺宮」の「刺宮」を厲王の
宗廟と考えたのである^㉖。吳虎鼎銘の出現は、「周康宮倅宮」の事例が
さらに一つ増えたことを意味したが、同時に、「申刺王命(刺王の命
を申^まね)」の「刺王」が厲王を指していると考えられることが重要で
あった。厲王の命をかさねることができるのは、厲王より後の周王で
なければならず、かつ在位年数が十八年を超えるのは宣王だけであ
る^㉗。吳虎鼎は宣王在位十八年十三年の紀年をもつ宣王期標準器として
の地位を獲得したのである。

しかしながら、「刺王」の問題、さらには宣王期曆譜の問題は、二
〇〇三年一月十九日に陝西省眉縣楊家村の窖藏から発見された吳逯関
係器の出現によって全く新しい段階に入ることになる。径一・六×
一・八メートル、高さ一・一メートルの窖穴^㉘から発見された計二十七件
の青銅器(鼎十二・鬲九・方壺二・盤一・盃一・盂一)にはす
べて銘文が具わっており、とりわけ四十二年逯鼎(二件)・四十三年逯
鼎(一〇件)・逯盤と名づけられた青銅器には、それぞれ二八一字・
三一六字・三七三字という西周期屈指の長銘が鑄込まれていた(李学
勤[二〇〇三])。これらの青銅器銘については、いずれ稿を改めて論
ずる必要があるだろうが、ここではとりあえず、本稿で必要な事柄の
みに限って考察を加えることにしたい。

まず「刺王」については、逯盤銘に歴代周王の一人としてその名が
記録されていることが確認された。

逯曰、不顯朕皇高祖単公、桓々克明哲厥徳、夾召文王・武王、撻
殷、膺受天魯命、匍有四方、並宅厥勤疆土、用配上帝。

迷曰く、丕顯なる朕が皇高祖単公、桓々としてよくその徳を明哲にし、文王・武王を夾召し、殷を撻ち、天の魯命を膺受し、四方を匍有せり。ならばにその勤めたまえる疆土に宅りて、もつて上帝に配さる。

との書き出しで始まる迷盤銘は、以下、迷の皇高祖公叔・皇高祖新室仲・皇高祖惠仲蓋父・皇高祖零伯・皇高祖懿仲・皇考共叔が歴代の周王：成王、康王、昭王・穆王、共王・懿王、考王（孝王）・僖王、刺王に忠勤を励んだことを回顧し、次いで、それら祖先の事績を引き継いだ迷が「天子」より恩寵を賜ったことを記録している。史牆盤銘（一〇一七五・Ⅱ）を彷彿させる迷盤銘に記録された歴代周王の名は、『史記』周本紀をはじめとした文献史料と一致しており（王輝「二〇〇三」など）、「僖王」は夷王、「刺王」は厲王、そして迷が任えた「天子」は宣王を指すものと考えられる。

迷盤と同出の四十二年迷鼎と四十三年迷鼎は、ともに年・月・月相・干支の四要素を具えた紀年をもっている。四十二年迷鼎銘は、
 佳四十四又二年五月既生霸乙卯、王在周康穆宮、且、王格大室、即位、司工散右吳逯、入門、位中廷、北嚮、尹氏授王釐書、王呼史滅、冊釐逯、王若曰、……。

これ四十又二年五月既生霸乙卯、王 周の康穆宮に在り。且、王 大室に格り、位に即く。司工散 吳逯を右け、門に入り、中廷に位し、北嚮す。尹氏 王に釐書を授く。王 史滅を呼び、逯に冊釐せしむ。王若く曰く、……。
 と、周康穆宮における冊命儀礼の次第を記録し、一方の四十三年迷鼎銘は、

佳四十四又三年六月既生霸丁亥、王在周康宮穆宮、且、王格周廟、即位、司馬寿右吳逯、入門、位中廷、北嚮、史滅授王命書、王呼尹氏、冊命逯、王若曰、……。

これ四十又三年六月既生霸丁亥、王 周の康宮穆宮に在り。且、王 周廟に格り、位に即く。司馬寿 吳逯を右け、門に入り、中廷に位し、北嚮す。史滅 王に命書を授く。王 尹氏を呼び、逯に冊命せしむ。王若く曰く、……。

のように、その翌年六月の周康宮穆宮における儀礼を記録している。四十二年・四十三年という在位年数を想定しうるのは、西周中期の穆王を除けば、宣王のみであり、なおかつ両銘には「周康宮穆宮（周康穆宮）」「史滅」といった共通の語彙がみいだせる。宣王期曆譜の復元研究の最重要史料となるべき銘文の発見であった。

宣王期曆譜の復元研究は、「王三十又三年」「正月既生霸戊午」などの紀年をもつ晋侯蘇鐘銘の発見を一つの契機として活況を呈しはじめた。次いで、吳虎鼎銘「十又八年十又三月既生霸丙戌」、さらに四十二年迷鼎・四十三年迷鼎銘の出現を迎えることになったが、史料の増加は直ちに曆譜復元の完成を約束するものではなく、逆に従来の復元案のあやうさを浮かび上がらせる結果をもたらした。宣王期曆譜復元にかかわる議論は多岐にわたるが、そのなかでとりわけ重要であり、かつ深刻な問題は、文献史料で遡りうる最古の年代である「共和」の取り扱いを含めた宣王在位年の確定である。厲王奔虢を承け、前八四一年に始まり前八二七年まで続いたとされる「共和」の時代が独立したものではなく、宣王の在位年数に含められていたのではないかという可能性が議論されはじめられており、場合によっては、従来の伝

統的な編年観を根底から覆す議論になりかねない。『考古与文物』編集部〔二〇〇三〕の座談に参加した王占奎が告白しているように、現段階で暦譜の復元を行うことは時期尚早といえるのかもしれない。

西周期の暦譜を復元し、青銅器銘の紀年をそれに当てはめて実年代を得ようとする研究方法は、今後とも継続されるべきものではあろうが、同時にそれは、右にみたように多くの問題を含む方法でもある。

宣王期の標準器とされる呉虎鼎銘の「十又八年十又三月既生霸丙戌」という紀年についても、前八一〇年（夏商周断代工程专家组〔二〇〇〇〕表八）や前八二四年（王占奎〔二〇〇三〕）といった実年代が提唱されているように、暦譜復元のみを根拠として青銅器銘の編年を行い、西周史を再構成するという研究方法には、やはりそれなりの限界があるといわざるをえない。郭沫若が『两周金文辞大系図録攷釈』の序文でいみじくも語っているように、青銅器銘に記載された紀年の合う合わないを求めることは、「消極的な副証」であるにすぎないのかもしれない。

右記の現状認識を踏まえたうえで、ここでは、青銅器銘断代研究のもう一つの伝統的方法である「群別研究法」を採用し、呉虎鼎銘や四十二年逯鼎・四十三年逯鼎といった宣王期標準器を中心とする青銅器群の抽出を試みることにしたい。暦譜を用いないこの方法は、一見迂遠なもののようにみえるかもしれないが、暦譜復元研究のあやうさ、その恣意的適用を回避することによって、今後の断代研究のための一つの手掛かりを確保しておく試みとはなるだろう。

群別研究の結果は次頁の表のように示すことができる。表の右に、宣王期標準器となる呉虎鼎銘と四十二年逯鼎・四十三年逯鼎・逯盤銘

を置き、それら青銅器銘にみえる語彙については、表上段に人名、下段に施設名・地名・組織名・氏族名などを配列した。表上段に配置された人名のほうに、同名異人の可能性を完全に否定できないにせよ、より個別性が強いものと判断している。

さて、●印で示した宣王期標準器群にみえる語彙について、それらの青銅器群を求めていくならば、呉虎鼎銘と逯盤銘の厲王については、克鐘（鐘）銘「佳十又六年九月初吉庚寅、王在周康刺（厲）宮（これ十又六年九月初吉庚寅、王、周の康厲宮に在り）」（二〇四八、二〇四九・Ⅲ）の一文をみいだすことができる。唐蘭〔一九六二〕が指摘したように、刺宮とは厲王の宗廟の謂いであり、厲王の宗廟を利用することができるのは、宣王・幽王の二王しかない。なおかつ、幽王の在位年数が十一年と考えられる以上、この「十又六年九月初吉庚寅」の紀年は宣王期のものと判断できるのである。そして、この克鐘（鐘）銘を介して、大克鼎・膳夫克盃（四四六五・ⅢB）・小克鼎（二七九六・〇二・ⅢB）といった◎印で示した「克（膳夫克）」青銅器群と宣王期標準器群を結びつけることができる。師克盃（四四六七・八）については、その作者師克と「克（膳夫克）」青銅器群との関係が必ずしも明確ではなかったが、師克盃銘にみえる

王若曰、師克、丕顯文武、膺受大命、匍有四方、則繇佳乃先祖考、有爵于周邦。

王若く曰く、師克よ、丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を匍有したまえり。則ちもとこれ乃が先祖考、周邦に爵有り。

という表現が、四十二年逯鼎・四十三年逯鼎銘「王若曰、逯、丕顯文武、膺受大命、匍有四方、則繇佳乃先祖考、夾召先王、爵勤大命、

窓 奠周邦」、迷盤銘「王若曰、迷、丕顛文武、膺受大命、匍有四方、則

史 繇佳乃先聖祖考、來召先王、爵勤大命」とほとんど同じであり、宣王
期晚期に多用された表現であったことが確認できるようになった。克

(膳夫克)と師克の關係は、たとえば、「丕顛文武」という語彙を共
有する詢簋(四三二一・ⅡB)の作器者詢と師詢簋(四三四二)の作
器者師詢の關係と同様に考えることが可能となったのである。

ついで、四十二年迷鼎・四十三年迷鼎銘に登場する史滅について
は、寰盤(鼎)銘(一〇一七二、二八一九)

佳廿又八年五月既望甲寅、王在周康穆宮、且、王格大室、即位、
宰頤右寰、入門、位中廷、北嚮、史嵩授王命書、王呼史滅、冊賜
寰……。

これ廿又八年五月既望甲寅、王 周の康穆宮に在り。且、王
大室に格り、位に即く。宰頤 寰を右け、門に入り、中廷に位
し、北嚮す。史嵩 王に命書を授く。王 史滅を呼び、寰に：
…を冊賜せしむ。

に、同一名を確認することができる。さらに寰盤(鼎)の作器者寰
は、克(膳夫克)と師克、あるいは詢と師詢の關係から推して、師寰
簋(四三三三〜四・ⅢB)の作器者師寰と同一人物とみなすことが可
能となるはずである。付言すれば、西周中期頃よりその存在が確認で
きる虎臣について、師克盃銘とこの師寰簋銘にのみ「左右虎臣」とい
う語彙がみえることも、両器の同時代性を傍証することになるだろ
う。

最後に、大克鼎銘「王在宗周、且、王格穆廟、即位、申季右膳夫
克、入門、位中廷、北嚮(王 宗周に在り。且、王 穆廟に格り、位

に即く。申季 膳夫克を右け、門に入り、中廷に位す)」に儀礼の右
者として登場する申季は、伊簋銘(四二八七・ⅢB)

佳王廿又七年正月既望丁亥、王在周康宮、且、王格穆大室、即
位、申季内右伊、位中廷、北嚮。

これ王の廿又七年正月既望丁亥、王 周の康宮に在り。且、王
穆大室に格り、位に即く。申季内りて伊を右け、中廷に位し、
北嚮す。

でも、儀礼の右者として登場している。「申季」青銅器群が、「克
(膳夫克・師克)」青銅器群を介して、宣王期標準器群に接続すると
考えることができる。

以上、宣王期標準器群にみえる人名を介して結ばれる青銅器群を確
認してきた。表からみてとれるように、厲王・逖・史滅・克(膳夫
克・師克)・寰(師寰)・申季で結ばれる十四器の青銅器群は、人名に
関する限り、他の青銅器との關係をもたない閉じた系を構成してい
る。なおかつ、表の下端に目を転ずるならば、この系が周康宮穆宮
(周康穆宮)や穆大室といった穆王の宗廟と強い親和性をもっている
ことが確認できる。宣王朝における穆王の評価については、のちに改
めて触れることにしたい。

表の下端について、さらに検討をすすめるならば、右の十四器の青
銅器群は、歴・玁狁・尹氏・京自・八自・淮夷・南国・東国・東夷と
いった語彙を介して、禹鼎(二八三三・ⅢB)以下の青銅器と接続し
ている。しかしながら、表の左端に厲王自作器である宗周鐘(二六
〇・Ⅲ)が登場するように、禹鼎以下の青銅器の年代は宣王期との直
接的な結びつきを弱めていくことになる。たとえば、武公・叔向父

禹・鄂侯馭方で結ばれる禹鼎・多友鼎(二八三五)・南宮柳鼎(二八〇五・ⅢA)・敵簋(四三二三)・不嬰簋(四三二八・九)・鄂侯馭方鼎(二八一〇)の青銅器群は、人名に関しては閉じた系となっており、他の青銅器とのかかわりをもたない。かつ、禹鼎銘は自述形式の「禹曰」、鄂侯馭方鼎銘は「王南征」で始まる青銅器銘であり、それ以外の多友鼎銘「唯十月」、南宮柳鼎銘「佳王五月初吉甲寅」、敵簋銘「佳王十月」「佳王十又一月」、不嬰銘簋「唯九月初吉戊申」はすべて王の在位年数に言及しないために、その製作年代を直接決定するすべがないのである。

多友鼎銘や不嬰銘にみえる獬豸の名は『詩経』小雅にも保存されており、出車では南仲の遠征、六月では尹吉甫、采芑では方叔の遠征が歌われている。獬豸遠征を記す兮甲盤銘の作者者兮伯吉父(兮甲)は、第一章で示したように、「兮伯吉父||伯吉父||兮吉父||吉父(膳夫吉父)||兮甲」という称謂のヴァリエーションをもっていたが、この兮伯吉父(膳夫吉父)が小雅・六月の尹吉甫と同一人物である可能性は高く(松井「二〇〇二」二〇五頁、註24)、兮甲盤銘の「五年三月既死霸庚寅」が宣王期の曆譜に属する蓋然性は認めてもよい。しかしながら、「獬豸」青銅器群すべてを宣王期に断代しうる確証はなく、群全体にはもうすこし緩やかな時代の幅をもたせておく必要があるだろう。

同様のことが淮夷(南淮夷・南夷)あるいは南国にかかわる青銅器群にいえることは、その群が宗周鐘を含むことから明らかである。群別研究法の立場からすれば、「王三十又三年」「正月既生霸戊午」といった紀年をもつ晋侯蘇鐘の断代をめぐって厲王期説と宣王期説が

並存するのは、この群に与えられるべき時代の幅にもかかわっていることになる。淮夷の動揺と、それに対する征討活動は、景或卣銘「王命或曰、虘、淮夷敢伐内国、汝其以成周師氏、戍于古自(王、或に命じて曰く、ああ、淮夷敢えて内国を伐つ、汝それ成周師氏を以、古自に成れ、と)」(五四二〇・ⅡB)など、西周中期の青銅器銘に記録されたあと、厲王期頃から宣王期にかけて再び王朝の関心事となるのである。

「獬豸」青銅器群や「淮夷(南淮夷・南夷)」青銅器群などから読みとれることは、厲王期頃から宣王期にかけて王朝の秩序が動揺しつつあり、禹鼎銘

禹曰、……烏虜、哀哉、用天降大喪于下国、亦唯鄂侯馭方率南淮夷・東夷、広伐南国・東国、至于歴、内、王迺命西六自・殷八自、曰、撲伐鄂侯馭方、勿遺寿幼。

禹曰く、……ああ、哀しいかな。天の大喪を下国に降すもつて、またこれ鄂侯馭方 南淮夷・東夷を率いて、南国・東国を広伐し、歴に至り、内る。王すなわち西六師・殷八師に命じて、曰く、鄂侯馭方を撲伐し、寿幼も遺すこと勿れ、と。

にいう「天の大喪を下国に降す」危機が強く意識されていたということである。師寰簋銘「王若曰、師寰、夔、淮夷繇我貞晦臣(王若く曰く、師寰よ、ああ、淮夷はもと我が貞晦の臣)」や兮甲盤銘「王命甲、政司成周四方積、至于南淮夷、淮夷旧我貞晦人、母敢不出其貞・其積・其進人(王 甲に命ず。成周四方の積を政司し、南淮夷に至れ。淮夷はもと我が貞晦の人なり。敢えてその貞・その積・その進人を出さざる母れ)」といった表現からは、かつての秩序を回復し維持しよ

窓
うとした宣王朝の支配意思を読みとることができるだろうし、それが
宣王の「中興」の本質であったのかもしれない。しかしながら、もし
その「中興」が、禹鼎銘の「鄂侯馭方を撲伐し、寿幼も遺すこと勿
れ」といった敵対勢力の徹底的征討をも含意するものであったのなら

ば、夷狄の「邦」をも含む「万邦」の集合体として認識されていた王
朝の秩序は、同時にそれとは相容れない、ベクトルを内包していたこと
になる。

おわりに

西周後期、特に宣王期の研究は、吳虎鼎そして吳迷関係器の出現に
よって新たな段階に入ったといえる。「十又八年十又三月既生霸丙
戌」「四十又二年五月既生霸乙卯」「四十又三年六月既生霸丁亥」と
いった紀年は、文献史料で遡りうる最古の年代―前八四一年―以降に
属しており、これらの紀年を配置しうる暦譜の復元は、青銅器銘史料
と文献史料を接合するための重要な作業となるはずである。しかしな
がら、その作業は同時に、「共和」のあつかいをも含め、西周後期の
歴史の根本的な見直しを要求するものとなるだろう。

懿王↓孝王↓夷王といった世代の逆行を含む王位継承の混乱のあ
と、厲王奔彘から「共和」の時代へと、王朝中枢の政治的混乱は覆う
べくもなく、同時に、玁狁・鄂侯・淮夷の離叛が相次いだことによっ
て、王朝が極度の緊張を強いられていたことは想像に難くない。師克
盨銘や四十二年逖鼎・四十三年逖鼎銘、さらには迷盤銘などの宣王期
標準器銘に「丕顕なる文武、大命を膺受し、四方を匍有したまえり」
といった文王・武王による王朝創建を回顧する表現が多用されるの

は、文王・武王に連なる王統を再確認することによって、宣王朝の正
統性を主張し、眼前の危機的状況を乗りこえていこうとする言説のあ
らわれであったと考えられる。^⑧

宣王期標準器群と周康宮穆宮（周康穆宮）や穆大室といった穆王宗
廟とのあいだに親和性があることはすでに指摘したが、この現象を宣
王朝の正統観の問題として考えることはできないだろうか。第三章で
触れた迷盤銘は吳迷の祖先の名と歴代周王の名を列挙したものであ
ったが、ここで改めて両系譜のかかわりを示せば、

皇高祖単公―皇高祖公叔―皇高祖新室仲―皇高祖惠仲蓋父―
文王・武王 成王 康王 昭王・穆王
皇高祖零伯―皇亞祖懿仲―皇考共叔―吳迷
共王・懿王 孝王・夷王 厲王 宣王

という関係に示すことができる。吳迷の家系八代に十一代十二人の周
王が対応することになるが、興味深いのは、文王・武王とともに、昭
王・穆王、共王・懿王、孝王・夷王の三組各二人の王が吳迷の祖先一
人ずつに対応していることである。事実を伝えているというよりはむ
しろ、作務的な操作を感じさせる系譜であり、さらに昭王・穆王以下
の周王の組み合わせは、世代を逆行した王位継承を含むことを無視す
れば、即位順に昭王・穆王の関係を反復しているようにみえる。いわ
ゆる「昭穆制」の意味については諸説あるが、迷盤銘に記された昭
王・穆王以下の周王の配列には、その「昭穆制」に近い配慮を感じる
し、その配列に従えば、宣王は「穆」の輩次に属しているのである。^⑨

西周中期（共王期）の史牆盤銘に「弘魯昭王、広能楚荊、佳狩南行
（弘魯なる昭王、広く楚荊を能らげ、これ狩りして南行せり）」と記

録されているように、昭王は南方楚荆への遠征を行っており、なおかつ、『春秋左氏伝』僖公四年「昭王南征而不復」や『竹書紀年』「(昭)王南巡不返」(『太平御覧』卷八七四引)といった文献史料を参照すれば、その遠征は昭王の死をもたらした可能性が高い。昭王から穆王への王位継承はなんらかの混乱をともなっていた可能性があり、そのことは、厲王から宣王への「共和」をはさんだ王位継承の混乱を連想させる。宣王期標準器群と穆王宗廟との親和性とは、自らの正統性を穆王のそれに重ねた宣王朝の言説のあり方を示しているように思える。さらにいうならば、玁狁・淮夷などの離叛に苦しんだ宣王朝の人々にとって、淮夷や犬戎遠征などの説話で彩られていく穆王朝こそ、自らの正統性の拠り所とするに相応しい時代だったのでなかったであろうか^⑧。

文王・武王、あるいは穆王に自らの正統性を重ねたこの時代は、同時に、眼前の危機的状況を克服するための権力集中が進行した時代でもあった。宣王期標準器の一つである逯盤銘には、逯が指示された職掌について、次のような記述がある。

王若曰、逯、……今余佳絳乃先聖祖考、申稟乃命、命汝疋柴兌、
 胤司四方吳(虞)・林、用宮御。

王若く曰く、逯よ、……今、余はこれ乃が先聖祖考を經い、乃が命を申稟し、汝に命じて柴兌を疋け、四方の虞・林を胤司し、宮御に用いしむ。

四十三年鼎銘ならびに逯鐘銘にもほぼ同様の記述があるが、逯が周王より指示された「四方の虞・林」の「四方」とは周王朝の全支配領域を指す領域観念である。「四方の虞・林」とは、文字どおりに解せば

全支配領域の山林藪沢の管轄を意味することになり、修辭性の強い表現であったと考えなければならないだろうが(松井「二〇〇二」一五八頁、註32)、逆にそのような表現が用いられたこと自体、個別具体的な職掌指示によって成り立っていた西周期の「行政」が、少なくともその上層において変質しつつあったことを示しているように思える。

第三章の表には共通する語彙が無いために編入されなかったが、宣王期標準器の一つとされる毛公鼎銘もやはり、四方擾乱に対する王朝の危機意識を記録している。

王曰、父厝、已曰、及茲卿事寮・大史寮、于父即尹、命汝胤司公族孳參有司・小子・師氏・虎臣孳執事。

王曰く、父厝よ、すでに曰く、この卿事寮・大史寮に及び、父において即きて尹せ、と。汝に命じて公族と參有司・小子・師氏・虎臣と朕が執事とを胤司せしむ。

とは、その危機意識のなかで周王が毛公(父厝)に指示した職掌であり、卿事寮・大史寮を監察すること、ならびに公族および參有司(司土・司馬・司工)・小子・師氏・虎臣などの管轄が命じられている。

楊寛「一九八四」は、この卿事寮と大史寮を「西周中央政權」の「兩大官署」と考えているが、その当否をおくとしても、卿事寮と大史寮が当時の重要な官署であったことはまちがいない^⑨。公族以下の管轄とあわせて、毛公に強大な権限が付託されたことを読みとることはできる。第三章の表に登場する武公や師蘇父(伯蘇父)もまた強大な権力を保持しており、かつて西周中期の永孟銘や五祀衛鼎銘などで観察できた「執政団」の存在は、もはや明確なかたちで確認できなくな

宣王期標準器群に属する大克鼎銘は、周王から膳夫克へ賜与された土地のリストを記録しており、その中に「井家匍田」と表記される土地が含まれている。「井家の匍田」あるいは「井家の匍の田」と読むべき土地であり、かつて井「家」に属していた土地が、「王家」を経て、膳夫克へと賜与されたものである（松井「二〇〇二」一〇四～五頁・一一九頁、註16）。井氏は西周中期の「執政団」を構成していた有力な家系の一つであったが、西周後期にはさほど青銅器を残さなくなり、春秋期には完全に記録から姿を消してしまふ。大克鼎銘に記録された「井家匍田」とは、井氏没落の過程で井「家」から「王家」へとその所属をかえた土地を指しているのではないかと考えられる。特定の人物への権力集中は、同時に権力闘争の敗北者を生み出していたはずであり、それは土地の再分配という現象をもたらすことになったであろう。呉虎鼎銘に記録された周王からの土地賜与も、「呉□の旧疆を取り、呉虎に付せ」という執行命令をとまっていた。この「呉□の旧疆」として記録された土地もまた、そのような再分配の結果として呉虎の領有下に入ったものと考えられる。『考古与文物』編輯部「一九九八」の座談に参加した曹璋がいうように、それは土地の再分配によって表現される秩序の再構築であり、宣王「中興」の一つの側面を示しているはずである。

註

① 呉虎鼎については、『考古与文物』一九九八年第三期に報告・釈文・論考が掲載されている。李学勤は別に「呉虎鼎研究的拡充」と題された論文の発表をアナウンスしているが、未見。

② 以下、青銅器の引用については、その初出にあたって『殷周金文集成』（中国社会科学院考古研究所、一九八四～九四）の著録番号と林已奈夫「一九八四」の断代案を付す。

③ 王輝「器形・紋飾皆有西周晚期特点」、曹璋「吳倭鼎双立耳、半球形腹、腹深、三蹄形足、是西周晚期典型的形制之一、相似的還有多友鼎・此鼎」。

④ 王世民・陳公柔、張長壽「一九九九」では、康鼎（二七八六・ⅢA）・南宮柳鼎（二八〇五・ⅢA）とともに鼎Ⅴ型一式に分類されている。

⑤ 四要素を具える青銅器銘は、現在、呉虎鼎銘等を含めて、七一件知られている。

⑥ 李学勤「一九九八」『呉虎』非呉氏。師酉簋云「王在呉、格與大廟」、呉即在今山西平陸之虞、是西周実有呉（虞）氏、但呉虎祖考是庚氏、因此、呉、当読為虞衡之虞、是官名。同墓有「呉大夫」、職司場林呉（虞）牧、就是虞官。「朕皇祖考庚孟」、也可有兩種理解。可能虎的祖・父兩代均称「庚孟」、如春秋時晋國「趙孟」之比。也可能祖・考和庚孟為不同人、庚孟乃虎的庶長兄。我覺得前者更近理一些。無論如何、虎這一家是庚氏。

⑦ 『春秋左氏伝』隱公八年「無駭卒。羽父諱諡与族。公問族於衆仲。衆仲对曰、天子建德、因生以賜姓。昨之士、而命之氏。諸侯以字為諡、因以為族。官有世功、則有官族、邑又如之。公命以字為展氏」。

⑧ ここで「判断したい」と書いたのは理由がある。というのは、膳夫吉父高銘「膳夫吉父作京姬尊鬲、其子々孫々、永宝用」（七〇〇〇～四・Ⅲ）や、膳夫梁其簋銘「膳夫梁其作朕皇考惠仲・皇母惠妣尊簋、用追享孝、用匍眉寿、眉寿無疆、百子千孫、子々孫々、永宝用享」（四一四七～五一）、膳夫伯辛父鼎銘「膳夫伯辛父作尊鼎、其万年、子々孫、永宝用」（二五六一・ⅢB）、膳夫旅伯鼎銘「膳夫旅伯作毛仲姬尊鼎、其万年、子々孫、永宝用享」（二六一九）などのように、一族内での祭祀を念頭においた短文の青銅器銘でありながら、作者の名に官名が冠されている事例が少数ながら存在するからである。「某某父」表で示した事例を無意味化するものとは考えないが、特に、本文でも言及した「膳夫吉父」という称谓の存在は、呉彭父の「呉」についての判断（氏族名の「呉」か、官名の「呉（虞）」かという判断）を論理的には不可能にってしまう。そのために

「判断したい」との表現を用いたのではあるが、逆に「吳」を官名「吳(虞)」とすべき積極的な証拠を発見することができない以上、吳彭父の「吳」を敢えて李学勤〔一九九八〕のように官名の「虞」と考える必要はないと判断したのである。

⑨ 註⑥参照。

⑩ ただし、吳彭父(吳虎)と吳大夫が同一の氏族に属していたか否かを検証する手立てはない。

⑪ 吳師は第二章で言及する大簋銘(四二九八〇・九・ⅢB)に登場する。吳姫については、吳姫匱銘「自作吳姫媵匱(吳姫の媵匱を自作す)」「(一〇一八六)の吳姫は生称、伯頤父鼎(簋)銘「伯頤父作朕皇考遲伯・吳姫宝鼎(簋)……(伯頤父。朕が皇考遲伯・吳姫の宝鼎(簋)を作る。……)」(二六四九・四〇二七)の吳姫は死者の称である。また、銘文がはつきりとはしないが、吳王姫鼎という青銅器の存在も知られている(王長啓〔一九九〇〕)。さらに、第三章で言及する四十二年逯鼎・四十三年逯鼎等の作者吳迷は、四十三年逯鼎銘や逯鐘銘に「靚司四方吳(虞)・林(四方の虞・林を靚司し)」という表現がみえること、同出の青銅器に単叔鬲や單五父方壺が含まれることから判断して、単氏に属し、「虞」職を帯びていた人物であったと考えられる。

⑫ 瘠鐘銘「瘠桓々、夙夕聖趨、追孝于皇祖辛公・文祖乙公・皇考丁公蘇林鐘、用昭格喜侃、棗前文人、用祈寿、勾永命綽綽、猶祿純魯、必皇祖考高对爾刺、敵在上、……(瘠桓々として、夙夕聖趨にして、皇祖辛公・文祖乙公・皇考丁公に追孝する蘇林鐘(を作る)。もって昭格喜侃して、前文人を樂しましめ、もって寿を祈り、永命綽綽、猶祿純魯を勾む。必ず皇祖考は爾しき刺に高对し、敵として上に在り、……)」(二四六・Ⅲ)も、皇祖考が複数(この場合は三人)であることを示しているだろう。また、禹鼎銘(二八三三・ⅢB)「聖祖考幽大叔・懿叔」の「聖祖考」も、同一人物の作器にかかる叔向父禹簋銘(四二四二・ⅢB)に「皇祖幽大叔」とあることから、「祖」幽大叔と「考」懿叔の二人を指していることがわかる。『礼記』曲礼下「祭王父曰皇祖考、王母曰皇祖妣、父曰皇考、母曰皇妣、夫曰皇辟」では、皇祖考を王父(祖父)の称とするが、この規定を積極的に支持する青銅器銘は確認できない。

⑬ 「僇王」が「夷王」であることについては、第三章で論ずる。

⑭ 張曉軍・尹俊敏〔一九九二〕は「仲再父厥辟是周夷王饗的孫子、厲王胡之弟監伯的兒子、和周宣王靜是兄弟行」と主張するが、「皇祖考夷王監伯」という表記を、禹鼎銘「聖祖考幽大叔懿叔」と同様に「祖」夷王と「考」監伯の併記と読むには、表現が異なりすぎている。

⑮ 張亜初・劉雨〔一九八六〕四九頁、汪中文〔一九九九〕一八三頁。

⑯ 註⑥参照。

⑰ たとえば、三年裘衛盃銘「衛用作朕文考惠孟宝盃(衛もって朕が文考惠孟の宝盃を作る)」「(九四五六・Ⅲ)にみえる「惠孟」もまた、「庚孟」と同様に排行「孟」をともなう死者の称であるが、「惠」を衛(裘衛)の氏族名とする議論は存在しない。

⑱ 李学勤〔一九九八〕は吳虎を饗礼の場に導く右者について、「道内」為人名、下文称「伯道内」、又省称内、揣系名「内」、字「伯道」と主張する。しかしながら、冊命饗礼における「入右」「内右」の用例は多数存在しており、「道入りて吳虎を右」と読むべきである。

⑲ 大簋第二器銘(四二九九)は、「大賓冢書璋・馬両」を「大賓、賓冢書璋・馬両」に作る。ここでは、第一器銘に従う。

⑳ 趨際の立場については、これを小領主とする考え方や、公邑の里君とする考え方などがあるだろうが(伊藤道治〔一九八七〕一六七〜八頁)、いずれにせよ、大簋銘は、その支配権(領有権)が趨際から大に移ることを記録している。

㉑ 史頌鼎(簋)銘「佳三年五月丁巳、王在宗周、命史頌省蘇、……蘇賓璋・馬四匹・吉金(これ三年五月丁巳、王宗周に在り。史頌に命じて蘇を省せしむ、……蘇璋・馬四匹・吉金を賓る)」「(二四八七〜八、四二二九〜三六・ⅢB)にみえる蘇から史頌への贈与は、王命の伝達(査察行為としての省もその範疇に入るだろう)に対する受命側の贈与と考えるべきである。作冊鬲銘「王姜命作冊鬲、安夷伯、夷伯鬲賚貝・布(王姜作冊鬲に命じて、夷伯を安んぜしむ。夷伯 鬲に貝・布を賚る)」「(五四〇七・ⅠB)、小臣守簋銘「王使小臣守使于夷、夷賚馬両・金十鈞(王小臣守をして夷に使せしむ。夷 馬両・金十鈞を賚る)」「(四一七九〜八)も同じように解釈することができる。

② 李学勤〔一九九八〕「伯道内司徒寺碑、即下文『内司徒寺碑、当為伯道所屬的司徒。他与豊生・雍毅合為三有司、但身分有所不同。這樣看来、豊生・雍毅恐怕也不是朝廷的膳夫・司空、而是邑膳夫（邑宰）和司空。」

③ 李学勤〔一九九八〕「『宗』用法同『及』。所及之田、分別属于□人・官人・畢人和茅姜、均為個人。『考古与文物』編集部〔一九九八〕の座談に参加する王輝・周曉陸氏らもこの解釈を共有しており、さらに、畢人・官人・茅姜らが土地の境界設定にかかわることをもって、この土地の所在地を確定しようとしている。」

④ 唐蘭〔一九七二〕に「分田的事、率領者是旧、定疆界的是宋句」と解釈するのに従うべきである。

⑤ 「□人・官人・畢人」という表記は、あるいは五祀衛鼎銘の「刑人敢・井人倡犀」に類するものかもしれない。

⑥ 馬承源〔一九九一〕に「根據西周銅器銘文的記載、西周貴族在轉移土地的佔有權或使用權的時候、通常要踏勘一次四界、實地把土地的範圍正式確定下来。這種踏勘地界的行為為就叫做『履』とある。なお、馬氏も指摘しているように、中国の学界では、散氏盤銘にみえる「眉」字をこの「履」字に読む考え方が主流をなしつつある（たとえば、李学勤〔一九九〇〕一九五頁など）。たしかに、散氏盤銘の「眉」字を「履」字に読む可能性は考慮されるべきであろうが、それでもなお、散氏盤銘の「封于眉道」という一文にみえる「眉」は地名でなければならぬ。なお、平勢隆郎〔一九九八〕・同〔二〇〇一〕は、散氏盤銘の「眉」字を「靈的威圧の儀礼」（二〇〇一）三六頁と解釈するが、「履」あるいは「眉」字がみえる他の青銅器銘にも、中国学界での学説の存在にも言及しない。

⑦ この内司土を芮司土と読む考え方もあるが、いずれにせよ、この官名は司土に「内」ないしは「芮」字を冠したものである。

⑧ 伯道（道）が贈与の対象とならない理由はよくわからない。あるいは、伯道とは呉氏に属する呉伯道であり、呉虎と同族ゆえに贈与の対象からはずれたのかもしれない。

⑨ 膳夫家が境界確認を行うのは、伊藤道治〔一九八七〕が主張するように（一六八頁）、彼が王命を伝達する使者であるからではない。呉虎鼎銘で境界確認を行っている（膳夫）豊生・（司工）雍毅・伯道（道）は、賜与

儀礼の段階からこの案件にあずかっており、それ故に最終段階でこの土地の境界確認を行うのである。大簋銘の膳夫家もまた、王命の伝達というかたちでこの土地の賜与にかかわっており、その関与ゆえに土地の境界確認をおこない、大からの贈与を受けるのである。

⑩ 五祀衛鼎銘「すなわち参有司・司土邑人逋・司馬頌人邦・司工附矩、内史の友たる寺錫に命じ、帥いて裘衛の厲の田四田を履ましむ」において、参有司とともに「内史友」が登場するのは、土地にかかわる記録を担当するからかもしれない。また膳夫克頌銘「佳十又八年十又二月初吉庚寅、王在周康穆宮、王命尹氏友史趁、典膳夫克田人（これ十又八年十又二月初吉庚寅、王周康穆宮に在り。王尹氏の友たる史趁に命じ、膳夫克の田人を典せしむ）」（四四六五・ⅡB）の「尹氏友」も、これに類した表記であらう。

⑪ 松井〔一九八四〕の表では、「紀年」「原因」「作器」の項目があったが、ここでは省略した。また、散氏盤銘のみ記録がある「誓」「授鬲」の項目も省略した。

⑫ しておそらくは、それに伴う「取り分」を得ていたのである。

⑬ 「鬲攸从鼎說：『王在周康宮・太室』、而書簋說：『王在犀宮』、『犀』跟「禘」是一個字、通作「夷」（《詩經・四牡》「周道倭遲」、韓詩作「威夷」）、那末、「康宮」裡的「夷太室」、也就是「康宮」裡「夷宮」的「太室」（二二五頁、頁數是『唐蘭先生金文論集』の頁數）。「鬲攸从鼎說」「王在周康宮俾太室」、也是厲王時器」（一六二頁）。

⑭ 「現在「康宮」裡所包括的恰恰也是五個宮、即「康宮」・「昭宮」・「穆宮」・「禘宮」・「刺宮」、正巧是康王・昭王・穆王・夷王・厲王五個人」（二二六頁）、「克鐘說「王在周康刺宮」、「刺」字金文一般作為「烈」字用、「刺祖」・「刺考」就是「烈祖」・「烈考」、……「烈」字与「厲」通、……所以「刺宮」就是「厲宮」、跟「昭宮」・「穆宮」・「犀宮」等一樣、「厲宮」就是厲王的宗廟」（一六三頁）。また、「周康刺宮」にかかわる論争については、陳邦懷〔一九七二〕を参照のこと。

⑮ 穆曉軍〔一九九八〕に「又銘文中提及『申刺王命』、刺王指周厲王、能够申厲王之命者、唯有宣王。宣王之後、幽王在位不足十八年、平王時既已東遷、所以吳虎鼎當為宣王時器」と述べるのが標準的な理解だろう。平勢隆

郎〔一九九六〕を補った平勢隆郎〔二〇〇二〕は、この吳虎鼎を平王十八（前五三三）年にかけるが、もしそうだとすれば、同じく平王期と判断している號季子白盤や虎盤などとともに、何故にこれらの青銅器が陝西境内に残されたのかといった問題を解決する必要があるだろう。

③⑥ 吳迷關係器の発掘報告・釈文・論考等は『考古与文物』二〇〇三年第三期、ならびに『文物』二〇〇三年第六期に掲載されている。とりわけ、『文物』二〇〇三年第六期は吳迷關係器特集号の觀を呈しており、この發見が学界にもたらした興奮の大きさを示して余りある。また、陝西省文物局・中華世紀壇芸術館〔二〇〇三〕もこの器群を紹介している。

③⑦ この窖穴（洞）は、縦横四・七×二・五メートル、深さ七メートル以上の堅穴の底南壁から掘り込まれている。従来知られていなかった構造もまた、青銅器窖藏の目的や意味を考えるうえでも重要な發見である。文物編輯部〔二〇〇三〕に参加する李伯謙・張懋鎔・徐天進等がこの問題に言及している。

③⑧ 朱鳳瀚・張榮明〔一九九八〕「西周諸王年代諸説一覽表」（四三二頁）を参照のこと。

③⑨ 夏商周断代工程專家組〔二〇〇〇〕によれば、断代工程課題七「西周列王的年代学研究」の專題には、五「晋侯蘇鐘專題研究」・六「西周金文曆譜的再研究」といった課題が並んでいる。

④① 王占奎〔二〇〇三〕に「更為重要的是、由于四十二年迷鼎的曆日不合于伝統認為的宣王四十二年（BC七八六）而合于共和以来的四十二年（BC八〇〇）、為宣王紀年起自共和元年的觀點提供了重要的証据」とある。この問題については、すでに王占奎〔一九九六〕〔二〇〇二〕の議論があったが、吳虎鼎銘の出現を承けた張培瑜・周曉陸〔一九九八〕もまた「無共和元年、共和執政在宣王積年之中的觀點值得重視」との見解を示している。王輝〔二〇〇三〕も迷盤銘に記録された歴代周王にかかわって、「盤銘厲王之後、即是天子、亦即宣王、并未提到共和。這大概可以理解為厲王奔彘之後、雖有共伯和、平王位、撰王政之事、但并無共和紀年」と述べている。また逆に、唐蘭〔一九六二〕などのように、「共和」を厲王の在位年数に含めるという可能性も考えられており、四十二年迷鼎・四十二年迷鼎銘の紀年を厲王（共和）のものとする主張もみられるが、その場

合、たとえば「王 周の康穆宮に在り」の「王」が誰を指しているのかという問題が生じる（『文物』編輯部〔二〇〇三〕劉懷君筆談参照）。

④② 「共和」を獨立した時代と考える場合でも、宣王の即位年が『史記』記載の前八二七年より、一年あるいは二年遅れるのではないかとという可能性も考えられている。朱鳳瀚・張榮明〔一九九八〕所収の夏含夷「西周諸王年代」、あるいは平勢隆郎〔一九九六〕、張培瑜〔二〇〇三〕などを参照のこと。

④③ 『考古与文物』編集部〔二〇〇三〕王占奎先生説：「但我總的感覺是、現在要把西周列王年問題解決了、還為時過早、等更多的四要素俱全的銅器出土、也許從中可以將現在難以論定的問題解決了、然後才能進行擬年、并提出令人信服的西周列王年表」。

④④ 浅原達郎〔一九八六〕は、曆譜復元の質的な困難さを指摘している。

④⑤ 「据此等器物為中心以推証它器、其人名事跡每有一貫之脈絡可尋。得此、更就文字之體例、文辭之格調、及器物之花紋形式以參驗之、一時代之器大抵可以踪跡、即其近是者、于先後之相去要必不甚遠。至其有曆朔之記載者、亦于年月日辰間之相互關係、求其合与不合、然此僅作為消極之副証而已」。

④⑥ 貝塚茂樹〔一九四六〕に「金文の各器文に現れる共通の人名・地名或は史実などを手掛りとして、若干個ずつの金文を群として取り扱い、その群中の年代の明瞭な金文を標準として群全体の金文の年代を決定しようとする方法」（一二三頁、頁数は『貝塚茂樹著作集』第四卷所収の頁数）と定義されている。

④⑦ 朱鳳瀚・張榮明〔一九九八〕「西周諸王年代諸説一覽表」（四三二頁）を参照のこと。

④⑧ ともに、一八九〇年に陝西省扶風県法門寺任村で出土したと伝えられる。林巳奈夫〔一九八四〕同時作銘青銅器表一一六。

④⑨ 詢簋の作器対象「文祖乙伯・同姬」と師詢簋の「朕刺祖乙伯・同益姬」は同一人物を指すと考えられる。また、両簋銘とも紀年を銘文の最後に記す形式を採用しており、同一人物の作器にかかる青銅器であったと判断できる。

④⑩ 表では省略したが、吳迷關係器には他に、やはり眉鼎で發見された迷鐘

(劉懷君(二九八七))が存在する。

⑤④ 大克鼎銘「王、宗周に在り。且、王、穆廟に格り、位に即く」にも、宗周の穆廟が登場している。

⑤③ 表で省略した叔向父禹関係器銘を加えても、この特徴にかわりはない。周王の在位年数に言及しない青銅器銘はこれ以外にも相当数知られており、この「武公・叔向父禹・鄂侯馭方」青銅器群に属する青銅器銘すべてが周王の在位年数に言及しないことが有意な特徴であるかどうかはよくわからない。あるいは「共和」の問題にかかわる可能性があるのかもしれない。

⑤② 小雅・鹿鳴之什・出車「……王命南仲、往城于方、出車彭彭、旂旐央央、天子命我、城彼朔方、赫赫南仲、玁狁于襄、……赫赫南仲、薄伐西戎、……赫赫南仲、玁狁于夷。『漢書』古今人表は、この南仲を宣王期の人物とする。

⑤① 小雅・南有嘉魚之什・六月「……玁狁匪茹、整居焦穫、侵镐及方、至于涇陽、織文鳥章、白旆央央、元戎十乘、以先啓行、戎車既安、如輕如軒、四牡既佶、既佶如且閑、薄伐玁狁、至于太原、文武吉甫、万邦為憲、……」。『今本竹書紀年』は、これを宣王五年にかけ、「五年夏六月、尹吉甫帥師伐玁狁、至于太原」と記している。

⑤① 小雅・南有嘉魚之什・采芣「……豳爾蠻荆、大邦為讎、方叔元老、克壯其猶、方叔率止、執訊獲醜、戎車嘒嘒、嘒嘒焯焯、如霆如雷、頭允方叔、征伐玁狁、蠻荆來威」。

⑤① 宣王期標準器群に属する四十二年迷鼎銘「汝佳克型乃先祖考、□玁狁、出捷于井阿、于厯□」もまた玁狁に言及しているが、これを「汝これよく乃が先祖考の玁狁に□し、出でて井阿に、厯□に捷つに型り」と読んだ場合には、迷の先祖考の事績を回顧する一文となり、時代を確定する史料にならない。『後漢書』西羌伝注に引かれる『竹書紀年』の「夷王衰弱、荒服不朝、乃命公率六師、伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹」「厲王無道、戎狄寇掠、乃入犬丘、殺秦仲之族。王命伐戎、不克」「及宣王立、四年、使秦仲伐戎、為戎所殺。王乃召秦仲子莊公、与兵七千人、伐戎破之、由是少却」といった記事も、王朝秩序の動揺が長期にわたっていたことを示唆しているだろう。

⑤⑥ 周王朝創建を歌う「説話詩」や古伝承をもつ世族の「伝承詩」が西周後期、宣王期あたりに成立したことについては、白川静(一九八二)第八章「雅頌詩篇の展開」二「大雅詩篇の展開」を参照のこと。

⑤⑦ たとえば、夏商周断代工程專家組(二〇〇〇)「夏商周年表」(八六～八頁)は、三組各二王の在位年数について、昭王十九年・穆王五五年、共王二三年・懿王八年、孝王六年・夷王八年という数値を提示している。歴代周王の在位年数をめぐる諸説については朱鳳瀚・張榮明(一九九八)「西周諸王年代諸説一覽表」(四三三頁)を参照されたいが、そこに挙げられたいづれの説を採るにせよ、三組各二王と呉迷の祖先一人を対応させる承譜は「きれい」すぎる。

⑤⑧ 迷盤銘に記された歴代周王の事績を列挙すれば、文王、武王(撻股、膺受天魯命、匍有四方)、成王(方狄不享、用匱四國・万邦)、康王(方懷不廷)、昭王・穆王(延政四方、撲伐楚荆)となるが、それ以下の共王・懿王、孝王・夷王の事績については何の言及もなく、ただ二王が組み合わされているだけという印象を受ける。ちなみにこれは、共王・懿王・孝王・夷王についての文献史料の相対的少なさにも対応しているだろう。

⑤⑨ たとえば、王建新(一九八八)は、「昭穆」は「朝暮」の意味であり、世代交替は朝日夕日・昼夜・陰陽などの交替・変化に通じるとする。

⑥① 劉懷君・辛怡華・劉棟(二〇〇三)にも、同様の指摘がある。

⑥② 戎生鐘の発見によって、従来、戦国期とされていた「穆天子伝」の成立時期が春秋前期にまで遡りうる可能性が議論されはじめている。李学勤(一九九九)を参照のこと。

⑥③ 西周期官制の「復元」を試みる木村秀海(一九八五)や張亜初・劉雨(一九八六)などにおいても、卿事寮・大史寮には諸官を統轄する地位が与えられている。

⑥④ 禹鼎銘に記録された鄂侯馭方征討では、武公の戎車百乘・馭二百・徒千が動員されている。また師蘇父(伯蘇父)は、師獸盞銘(四三二一)に「伯蘇父若曰」といった、周王に匹敵する表現をともって登場している。番生盞銘(四三二六・ⅢA)にも「王命、親司公族・卿事・大史寮(王命ず、公族・卿事・大史寮を親司し)」という記述があるように、この時期には特定の人物への権力集中が観察できるようになる。

④ 『詩経』小雅・節南山之什・十月之交に「皇父卿士、番維司徒、家伯維宰、仲允膳夫、聚子内史、蹶維趣馬、楛維師氏」と当時の「執政者」の名が列挙されている。十月之交成立の時期については、そこに記された日食の同定など異論も多いが（斎藤国治・小沢賢二（一九九二）、仮にこれを西周末期のものと考えても、卿士皇父の権力は他の者を圧倒している。

⑤ 松井「二〇〇二」第Ⅲ部第二章「分節する氏族」に示した「井にかかわる称谓」表（二一六～一八頁）参照。

⑥ 『考古与文物』編輯部（一九九八）曹璋・「自共王之後、王冊封大臣の銅器、句式已経格式化。大致有物（服・飾・旂・兵器・圭瓚等）・人和土田。較為常見的是第一類和第二類。第三類僅見大克鼎、其銘曰、……、除大克鼎之外就是吳虎鼎了。不賜土、說明當時無土可賜、或可賜土極少。至宣王又錫土則反映了國人暴動後、一部分貴族逃離王畿之地、至宣王時、將這部分土地通過「王錫」的秩序、賜給這些貴族的後代或是其他有功的貴族、吳虎當是其中一人。大概反映了「宣王中興」。

参考文献

浅原達郎 一九八六 「西周金文と曆」（『東方学報』京都第五八冊）

伊藤道治 一九八七 「中国古代国家の支配構造―西周封建制と金文」（中央公論社）

王輝 二〇〇三 「迷盤銘文箋釈」（『考古与文物』二〇〇三年第三期）

王建新 一九八八 「中国先秦昭穆制について」（『泉屋博古館紀要』第五卷）

王世民・陳公柔・張長寿 一九九九 『西周青銅器分期断代研究』（文物出版社）

王占奎 一九九六 「周宣王紀年与臣猷侯墓考弁」（『中国文物報』一九九六年七月七日）

王占奎 二〇〇二 「再論共和紀年問題―附論僖侯对与司徒的關係」（『晋侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書画出版社）

王占奎 二〇〇三 「西周列王紀年擬測」（『考古与文物』二〇〇三年第三期）

汪中文 一九九九 『西周册命金文所見官制研究』（国立編訳館）

王長啓 一九九〇 「西安市文物中心収蔵的商周青銅器」（『考古与文物』一九九〇年第五期）

貝塚茂樹 一九四六 『中国古代史学の発展』（弘文堂のち「貝塚茂樹著作集」第四卷、中央公論社、一九七七に再録）

夏商周断代工程專家組 二〇〇〇 『夏商周断代工程 一九九六―二〇〇〇年階段成果報告・簡本』（世界図書出版公司）

木村秀海 一九八五 「西周官制の基本構造」（『史学雑誌』第九四編第一号）

『考古与文物』編輯部 一九九八 「吳虎鼎銘座談紀要」（『考古与文物』一九九八年第三期）

『考古与文物』編集部 二〇〇三 「宝鷄眉縣楊家村窖藏单氏家族青銅器群座談紀要」（『考古与文物』二〇〇三年第三期）

崔慶明 一九八四 「南陽市北郊出土一批中国青銅器」（『中原文物』一九八四年第四期）

齊藤国治・小沢賢二 一九九二 『中国古代の天文記録の検証』（雄山閣）

周曉陸・穆曉軍 一九九八 「吳虎鼎銘録」（『考古与文物』一九九八年第三期）

朱鳳瀚・張榮明 一九九八 『西周諸王年代研究』（貴州人民出版社）

白川静 一九八一 『詩経研究通論篇』（朋友書店。のち『白川静著作集』第十卷、平凡社、二〇〇〇に再録）

陝西省文物局・中華世紀 二〇〇三 『盛世吉金―陝西宝鷄眉青銅器窖藏』

壇芸術館

張重初・劉雨

張曉軍・尹俊敏

張培瑜

張培瑜・周曉陸

陳佩芬

陳邦懷

唐蘭

唐蘭

馬承源

林巴奈夫

林巴奈夫

平勢隆郎

平勢隆郎

(北京出版社)

一九八六 『西周金文官制研究』(中華書局)

一九九二 「談与申、有関的幾個問題」(『中原文物』一九九二年第二期)

二〇〇三 「迷鼎的月相紀日和西周年代」(『文物』二〇〇三年題六期)

一九九八 「吳虎鼎銘紀時討論」(『考古与文物』一九九八年第三期)

二〇〇〇 「新獲西周青銅器」(『上海博物館集刊』第八期)

一九七二 「克鐘簡介」(『文物』一九七二年第六期)

一九六二 「西周銅器断代中的『康宮』問題」(『考古學報』一九六二年第一期。のち『唐蘭先生金文論集』、紫禁城出版社、一九九五に再録)

一九七二 「《永孟銘文解》的一些補充并答讀者來信」(『文物』一九七二年第十一期。のち『唐蘭先生金文論集』、紫禁城出版社、一九九五に再録)

一九九一 「西周銅器銘文中的『履』」(『甲骨文与殷商史』第三輯)

一九八三 「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的變遷」(『東方學報』京都 第五五冊)

一九八四 『殷周時代青銅器の研究—殷周時代青銅器綜覽一』(吉川弘文館)

一九九六 『中国古代紀年の研究—天文と曆の検討から』(汲古書院)

一九九八 「殷周時代の王と諸侯」(『岩波講座世界歴史』三、岩波書店)

平勢隆郎

『文物』編輯部

穆曉軍

松井嘉徳

松井嘉徳

楊寬

李学勤

李学勤

李学勤

李学勤

劉懷君

劉懷君・辛怡華・劉棟

二〇〇一 『よみがえる文字と呪術の帝国』(中央公論新社)

二〇〇三 「陝西眉縣出土窖藏青銅器筆談」(『文物』二〇〇三年第六期)

一九九八 「陝西長安縣出土西周吳虎鼎」(『考古与文物』一九九八年第三期)

一九八四 「西周土地移讓金文の一考察」(『東洋史研究』第四三卷第一号)

二〇〇二 『周代国制の研究』(汲古書院)

一九八四 「西周中央政權機構剖析」(『歴史研究』一九八四年第一期。のち『西周史』、台湾商務印書館、一九九九に再録)

一九九〇 『中国古代漢字学の第一歩』(原題『古文字学初階』、小幡敏行訳、凱風社)

一九九八 「吳虎鼎考釈—夏商周断代工程考古学筆記」(『考古与文物』一九九八年第三期。のち『夏商周年代学札記』、遼寧大学出版社、一九九九に再録)

一九九九 「戎生編鐘論釈」(『文物』一九九九年第九期)

二〇〇三 「眉縣楊家村新出青銅器研究」(『文物』二〇〇三年第六期)

一九八七 「眉縣出土一批西周窖藏青銅案器」(『文博』一九八七年第二期)

二〇〇三 「四十二年・四十三年迷鼎銘文試釈」(『文物』二〇〇三年第六期)